

新型インフルエンザ等対策業務計画

特定非営利活動法人 北海道病院協会

平成28(2016)年4月5日

令和8(2026)年2月3日 改定

目 次

| | |
|----------------------------|---|
| 第1 総則 | |
| 1 新型インフルエンザ等対策業務計画の目的と基本方針 | 1 |
| (1) 目的 | |
| (2) 基本方針 | |
| 2 業務計画の運用 | 1 |
| (1) 対象とする感染症（新型インフルエンザ等） | |
| (2) 業務計画の所掌範囲 | |
| (3) 発生段階の定義 | |
| 第2 新型インフルエンザ等対策の実施体制 | |
| 1 実施体制 | 3 |
| (1) 平常時の体制 | |
| (2) 発生時の体制 | |
| ① 新型インフルエンザ等対策本部 | |
| ② 対策本部の構成及び所掌 | |
| ③ 北海道病院協会新型インフルエンザ等対策本部の開催 | |
| 2 情報収集・共有体制 | 3 |
| 3 関係機関との連携 | 3 |
| 第3 新型インフルエンザ等対策に関する事項 | |
| 1 新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法 | 4 |
| (1) 新型インフルエンザ等対策業務の具体的内容 | |
| (2) 役員の人員計画 | |
| (3) 職員人員計画 | |
| (4) 連絡手段 | |
| 2 感染対策の検討・実施 | 4 |
| (1) 感染対策 | |
| (2) 備蓄品 | 5 |
| 3 その他 | 5 |
| (1) 教育・訓練 | |
| (2) 計画の見直し | |

| | |
|--------------------------|----|
| 別表 1 : 情報の主な入手先一覧 | 6 |
| 別表 2 : 主な関係機関一覧 | 6 |
| 別表 3 : 業務分類 | 7 |
| 別表 4 : 対策業務の具体的内容 | 8 |
| 別紙 1 : 対策本部設置から解散までのフロー | 9 |
| 別紙 2 : 情報入手先、関係機関等等との関連図 | 10 |

第1 総則

1 新型インフルエンザ等対策業務計画の目的と基本方針

(1) 目的

本業務計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)9条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人北海道病院協会(以下「当協会」という。)が指定地方公共機関として行うべき業務計画をあらかじめ定めておくことにより、新型インフルエンザ等が発生した場合の迅速かつ適切な対応の実施に資することを目的とする。

(2) 基本方針

当協会は、国及び北海道等が発する情報を収集し、会員病院及び医療関係団体と連携を図り、感染拡大を可能な限り抑制し、道民の生命及び健康を保護するとともに、道民の生活及び社会経済に及ぼす影響が最少となるようにする。

2 業務計画の運用

(1) 対象とする感染症

本業務計画における「新型インフルエンザ等」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項、第8項及び第9項に規定する感染症のことをいう。

(2) 業務計画の所掌範囲

新型インフルエンザ等に対する当協会の体制及び業務、ならびに会員病院との調整業務について明確にするものとする。

(3) 発生段階の定義

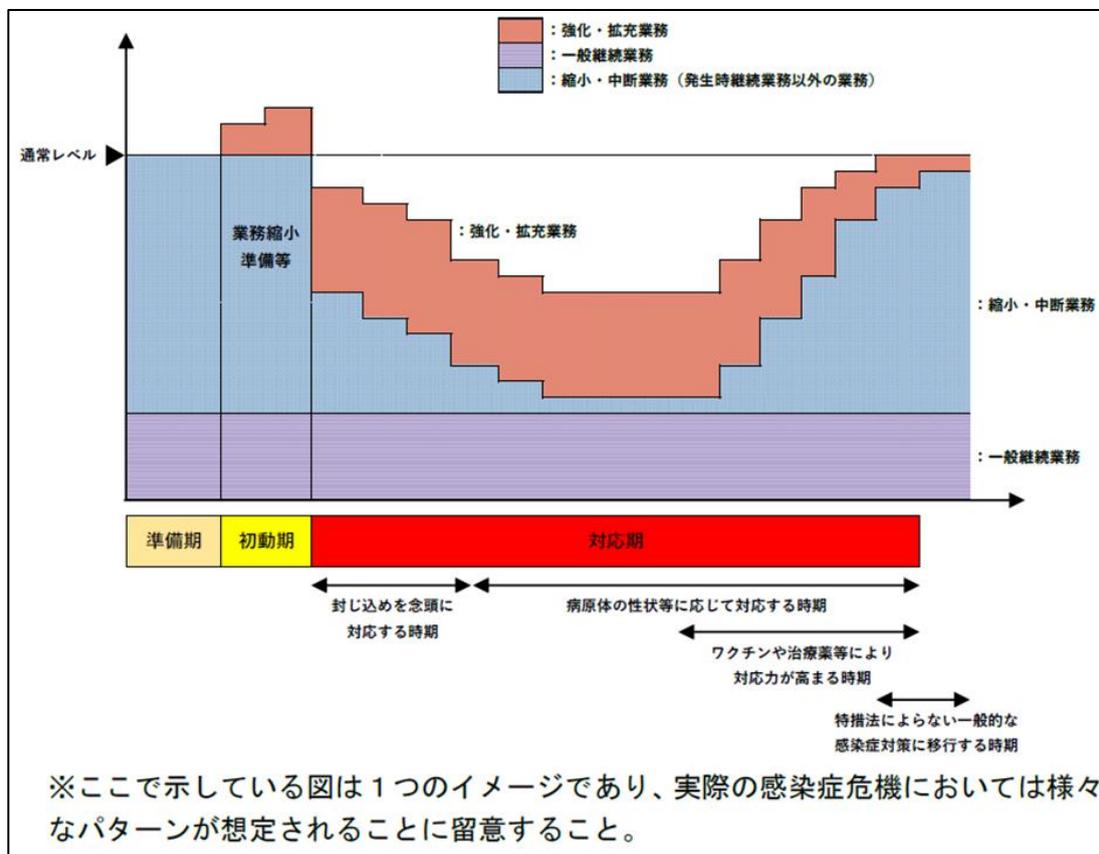
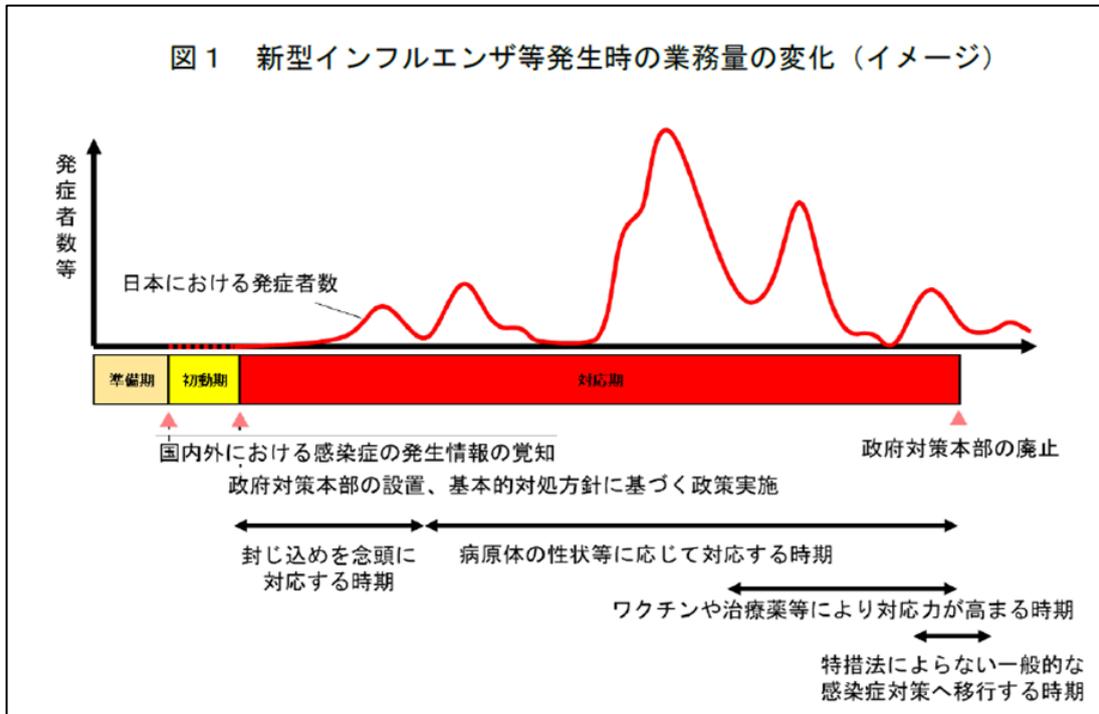
本業務計画における新型インフルエンザ等の発生段階の定義は、令和6年7月2日に閣議決定された「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」ならびに、令和7年3月21日策定の「北海道新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下、「道行動計画」という。)に基づき、次のとおりとする。

| 発生段階 | 状態 |
|------|--|
| 準備期 | 新型インフルエンザ等の発生を覚知する以前まで |
| 初動期 | 新型インフルエンザ等の発生を覚知後、北海道対策本部が設置されて、基本的対処方針が定められ、実行されるまで |
| 対応期 | 北海道の基本的対処方針の策定後、北海道対策本部が廃止されるまで |

(参考) 「新型インフルエンザ等発生時の業務量の変化 (イメージ)」

(出典：令和6年9月27日「新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン」

内閣官房内閣感染症危機管理統括庁 図1 新型インフルエンザ等発生時の業務量の変化 (イメージ) より抜粋)



第2 新型インフルエンザ等対策の実施体制

1 実施体制

(1) 平常時の体制

平常時には、当協会の常務理事会において、北海道や医療関係団体等と密接な連携の下、情報の収集及び共有を行う。

(2) 発生時の体制

① 北海道病院協会新型インフルエンザ等対策本部の設置

国内外で新型インフルエンザ等の感染が確認され、北海道において「北海道新型インフルエンザ等対策本部」（以下「道対策本部」という。）が設置された場合、当協会内に、「北海道病院協会新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）」を設置する。（別紙1：対策本部設置から解散までのフロー）

② 対策本部の構成及び所掌

対策本部の本部長は、理事長がその任にあたり、対策本部を設置、招集及び解散するとともに、代表及び統括を行う。また、発生した新型インフルエンザ等の感染力や流行状況を踏まえ、対策会議を開催する。

副本部長は副理事長がその任にあたり、本部長を補佐し、本部長に事故等あるときは副理事長がその職務を代理する。

本部員は常務理事とする。

本部事務局長は事務局長とし、事務局職員がその事務を処理する。

③ 北海道病院協会新型インフルエンザ等対策本部の開催

本部長は、政府及び道対策本部が公示する各発生段階への移行時等、必要に応じ、北海道病院協会インフルエンザ等対策会議（以下「対策会議」という。）を開催し、当協会が実施し得る対策について検討する。

2 情報収集・共有体制

新型インフルエンザ等発生の前後を問わず、国、国立健康危機管理研究機構等の政府機関及び北海道等から、国内外の新型インフルエンザ等に関する情報を収集するとともに、必要に応じ会員に情報提供を行う。

また、発生時には、会員病院の事業の継続状況についても把握するよう努める。

（別表1：主な情報入手先一覧、別紙2：情報入手先、関係機関等との関連図）

3 関係機関との連携

新型インフルエンザ等対策を実施するにあたっては、会員病院のみならず、北海道、関係市町村、その他関係機関と相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期する。（別表2：主な関係機関一覧、別紙2：情報入手先、関係機関等との関連図）

第3 新型インフルエンザ等対策に関する事項

1 新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法

(1) 新型インフルエンザ等対策業務

業務を「通常業務」と新型インフルエンザ等に伴う業務を行う「対策業務」に分類する。また、通常業務は「重要業務」、「縮小業務」及び「休止業務」に区分し、発生時において、対策本部はこれら業務の継続または休止についての判断を行う。

対策業務は、準備期、初動期、対応期の発生段階ごとに具体的に定め、それぞれ適切に対応する。(別表3：業務分類、別表4：対策業務の具体的内容)

(2) 役員の人員計画

業務上の意思決定者である役員が罹患した場合、当協会の意思決定及び業務遂行に支障をきたすおそれがある。特に、対策本部により継続すべきと判断された業務に携わる役員については、意思決定及び業務遂行の停滞を未然に防止するため、対策本部は役員間の担当をまたぎ、経験者の兼任、または休止業務等の役員を割り当てる。

(3) 職員人員計画

職員が罹患した場合に備え、日頃から専門知識を有するなど代替が困難な職員を具体的に把握しておく。また、家族の都合により出勤困難となる可能性も考慮し、事務局長は職員間の担当をまたぎ、経験者の兼任、または休止業務等の職員の割り当て、外部業者等への業務委託を検討する。

(4) 連絡手段

対策本部設置後の関係機関との調整・連絡は、極力対面では行わず、Web会議、電子メール、SNS、電話、ファクシミリ等により行う。

2 感染対策の検討・実施

(1) 感染対策

対策本部は、感染拡大防止のための指導及び感染防止策の検討を行い、その徹底を図る。また、必要に応じ、来訪者に対して協力を依頼する。

- ① マスクの着用
- ② 手洗い及びうがいの励行
- ③ 咳エチケットの励行
- ④ ドアノブ、スイッチ及びテーブル等、接触部位の清掃
- ⑤ 速乾性消毒用アルコール製剤の設置
- ⑥ 不要不急の外出を控える

(2) 備蓄品

当協会内に新型インフルエンザ等の感染を抑制するために、未発生時から次の備蓄品を備え置く。なお、使用期限のある物資については、その期限に留意する。

- ① マスク
- ② 消毒用エタノール
- ③ 手指消毒用アルコール製剤
- ④ 不織布製マスク
- ⑤ ゴーグル
- ⑥ うがい薬
- ⑦ 加湿器
- ⑧ 湿度計・温度計
- ⑨ 体温計
- ⑩ 解熱剤
- ⑪ 保冷用品

3 その他

(1) 教育・訓練

理事長は、役職員に対し、平時から新型インフルエンザ等の基礎知識及び感染対策に関する教育を行うとともに、備蓄品の使用方法等の訓練を実施するよう努める。

(2) 計画の見直し

理事長は、新型インフルエンザ等の感染症における対応や、関係機関から新しい情報の入手又は教育及び訓練の結果を踏まえ、必要に応じて本業務計画の見直しを検討する。

(別表 1)

情報の主な入手先一覧

| 情報入手先 | URL |
|--------------------------|---|
| 世界保健機関 (WHO) | https://www.who.int/ |
| 内閣感染症危機管理統括庁 | https://www.caicm.go.jp/index.html |
| 外務省海外安全ホームページ | http://www.anzen.mofa.go.jp/ |
| 厚生労働省感染症情報 | https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html |
| 国立健康危機管理研究機構 国立感染症研究所 | https://www.niid.jhs.go.jp/ |
| 北海道保健福祉部 感染症対策局 | https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kst/ |
| 北海道立衛生研究所 | https://www.iph.pref.hokkaido.jp/ |
| 各種報道機関 | 各種報道機関のホームページ、Web配信等 |

(別表 2)

主な関係機関一覧

| 関係機関 | | 電話番号 | FAX番号 |
|----------|---------|--|--------------|
| 北海道保健福祉部 | 感染症対策局 | 感染症対策課 011-231-4111(代) 011-206-0538(直) | 011-206-0732 |
| | 地域医療推進局 | 地域医療課 011-231-4111(代) 011-204-5248(直) | 011-232-4472 |
| | | 医務薬務課 011-231-4111(代) 011-204-5993(直) | 011-232-4108 |
| | 健康安全局 | 地域保健課 011-231-4111(代) 011-204-5257(直) | 011-232-2013 |
| 北海道医師会 | | 011-231-1726 | 011-241-3090 |
| 北海道看護協会 | | 011-861-3292 | 011-863-3204 |
| 北海道歯科医師会 | | 011-231-0945 | 011-271-7514 |
| 北海道薬剤師会 | | 011-811-0184 | 011-831-2412 |

(別表3)

業 務 分 類

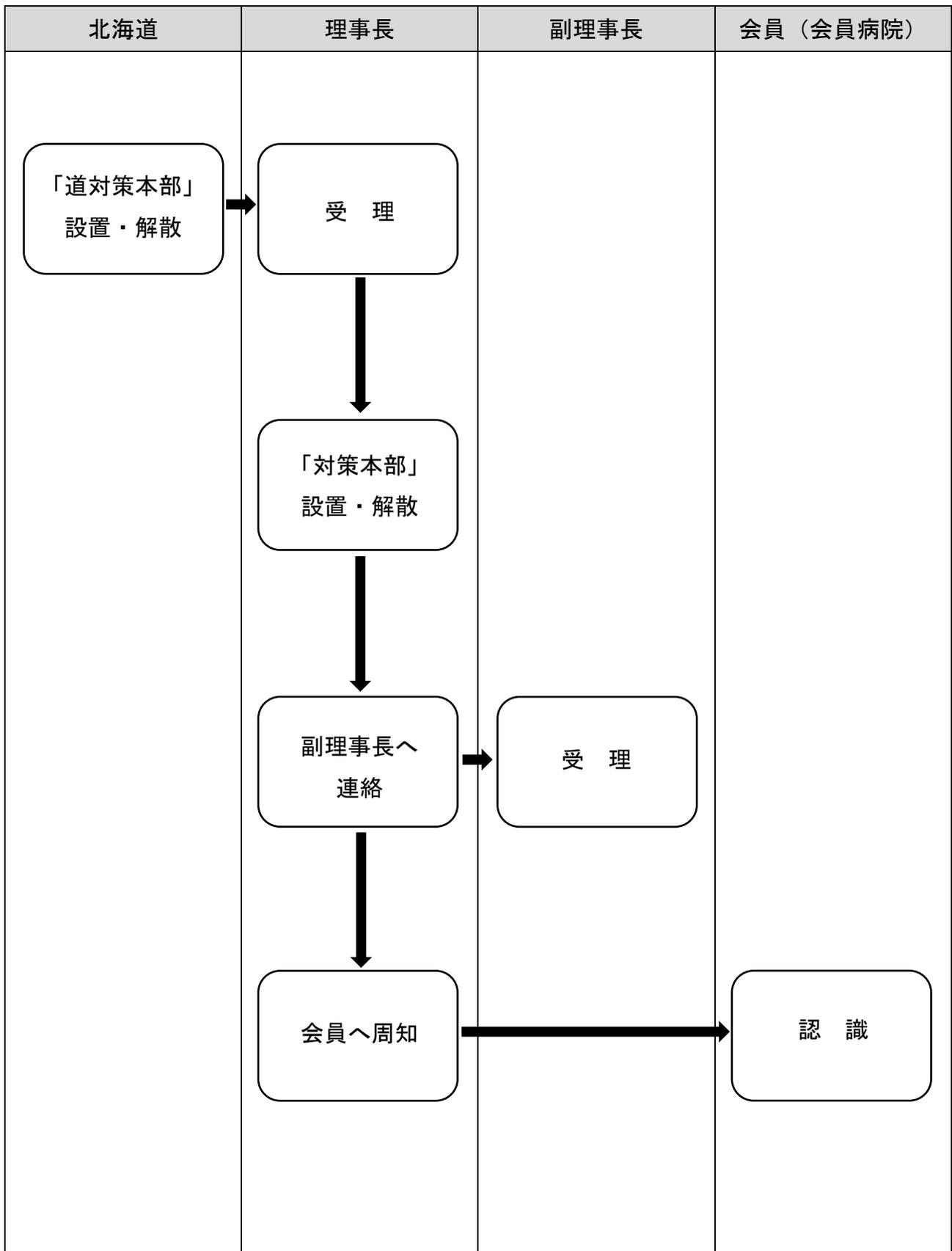
| 分 類 | | 内 容 |
|------|------|---|
| 対策業務 | | 新型インフルエンザ等に伴う業務 |
| 通常業務 | 重要業務 | ①国内発生早期以上の段階において、対策本部により開催または出席が必要と判断され、感染対策等が明確に指示された総会、理事会、常務理事会の開催または出席 ②北海道、厚生労働省及び関連団体に関する業務 |
| | 縮小業務 | 重要業務及び休止業務以外（国内発生早期以上の段階において、急を要しない場合または欠席者の業務を他者が補完できない場合は中止、もしくは延期する） |
| | 休止業務 | ① 国内発生早期以上の段階における委員会・研修会の開催または出席（対策本部により開催又は出席が必要と判断され、感染対策等が明確に指示された場合には開催または出席することができる） ② 研究関連 ③ その他、休止すべきと判断する業務 |

(別表 4)

対策業務の具体的内容

| 発生段階 | | 対策本部の対応 |
|------|--------|--|
| 準備期 | 未発生期 | <ul style="list-style-type: none"> ① 国及び北海道が提供する新型インフルエンザ等に関する情報を収集し、会員に周知(電子メール、SNS、ホームページ等)する。 ② その他、必要と判断する事項について、周知方法を検討する。 |
| 初動期 | 海外発生期 | <ul style="list-style-type: none"> ① 道対策本部の設置と連動し、直ちに当協会内に理事長を本部長とする対策本部を設置し、対策会議を開催する。 ② 国及び地方公共団体等が提供する情報等を収集する。 ③ 会員に対し、新型インフルエンザ等に関する情報を提供する。 ④ その他、必要と判断する事項について、周知方法を検討する |
| | 国内発生早期 | <ul style="list-style-type: none"> ① 対策会議を開催し、道対策本部等から新型インフルエンザ等の感染状況、発生状況及び対処方針等の情報を収集する。 ② 道対策本部長が緊急事態宣言を宣言した場合、その内容を分析し、対応を検討する。 ③ 役職員の罹患状況を把握する。 ④ 会員等の対応状況を把握し、支援を検討する。 ⑤ 「業務分類」に従い、通常業務の継続、縮小又は休止を判断する。 多数(2人以上)が会合する不急な役員会、委員会又は研修会等について、役員に意見を聴取する等、開催又は出席の可否を検討する。 (対策本部により開催又は出席が必要と判断された委員会等については、感染対策等を明確にし、開催又は出席を指示する。) ⑥ 会員に対し、新型インフルエンザ等に関する情報を提供する。 ⑦ その他、必要と判断する事項について、周知方法を検討する。 |
| 対応期 | 国内感染期 | <ul style="list-style-type: none"> ① 国内発生早期の対策を継続又は強化する。 ② 道対策本部による基本的対処方針や緊急事態宣言の内容等を踏まえ、対応を随時変更する。 ③ 国及び地方公共団体からの要請(重症者対象の入院治療及び臨時医療施設に関する事項等)を分析する。 |
| | 小康期 | <ul style="list-style-type: none"> ① 国内発生早期の対策を継続することとするが、道対策本部の方針等を踏まえ順次緩和する。 ② 対策会議を開催し、道対策本部等による新型インフルエンザ等の感染状況、国内の発生状況及び対処方針等の情報を収集する。 ③ 対策本部は、各段階において実施した対策の評価を行い、第二波に備える。必要に応じてこの業務計画及び情報提供体制の見直しを行う。 ④ 「業務分類」に従い、通常業務の継続、縮小または休止を判断する。 |
| | 再準備期 | <ul style="list-style-type: none"> ① 対策会議を開催し、道対策本部の廃止等を確認する。各種制限を全面的に解除するとともに、対策本部を解散する。 ② その他、必要とする事項について、周知方法等を検証・検討する。 |

対策本部設置から解散までのフロー



情報入手先、関係機関等との関連図

